



随時記者発表

項目	太平洋海域での漁業被害により経営に影響（間接被害）を受けている中小企業者等に対する中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」の追加適用について																	
区分等	発表		説明者															
	資料配布	12月21日 15時00分																
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連の融資制度のごあんない ・水産物不漁関連の融資制度のごあんない 																	
	<p>○ 道では、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響（間接被害）を受けている中小企業者等を対象として、既に実施している中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【認定企業】（水産物不漁対策）」に加え、売上減少率に関わらず融資の対象となるよう、次のとおり「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」を追加適用します。（金融機関の窓口を通じて、低利の資金をご利用いただけます。）</p> <p><融資条件等></p> <table border="1"> <tr> <td>融資対象</td> <td colspan="2">日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内に事業所を有する中小企業者等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響（間接被害）を受けているもの</td> </tr> <tr> <td>融資金額</td> <td colspan="2">運転資金：5,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td colspan="2">10年以内（うち据置2年以内）</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>（固定金利） 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%</td> <td>（変動金利） 年1.0% 融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td colspan="2">令和3年12月21日～令和4年6月30日</td> </tr> </table> <p>※現行制度（水産物不漁対策）及び追加適用制度の概要については、別紙参照</p>			融資対象	日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内に事業所を有する中小企業者等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響（間接被害）を受けているもの		融資金額	運転資金：5,000万円以内		融資期間	10年以内（うち据置2年以内）		融資利率	（固定金利） 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	（変動金利） 年1.0% 融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る	適用期間	令和3年12月21日～令和4年6月30日	
融資対象	日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内に事業所を有する中小企業者等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響（間接被害）を受けているもの																	
融資金額	運転資金：5,000万円以内																	
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）																	
融資利率	（固定金利） 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	（変動金利） 年1.0% 融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る																
適用期間	令和3年12月21日～令和4年6月30日																	
報道に当たってのお願い	この度の太平洋海域での漁業被害により経営に影響（間接被害）を受けている中小企業者等の方々の幅広い活用に向け、積極的な報道をお願いします。																	
担当	北海道日高振興局 産業振興部 商工労働観光課課長 伊藤 秀和 商工労働係長 若松 邦弥 電話（ダイヤルイン）0146-22-9280（内線2400）																	

災害関連の融資制度のご案内

道では、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により影響（間接被害）を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るための融資制度をご用意しました。

1 制度の概要

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金
	経営環境変化対応貸付【災害復旧】
融 資 対 象 者	<p>道が必要と認める地域内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響（間接被害）を受けているもの</p> <p><適用地域> 日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内の全市町村</p>
資 金 使 途	運転資金
融 資 金 額	5,000万円以内
融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）
融 資 利 率	<p>固定金利 年1.0%（融資期間 5年以内）</p> <p>年1.2%（融資期間10年以内）</p> <p>変動金利 年1.0%（融資期間が3年を超える借入の場合に限る）</p>
担 保 ・ 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによります。
信 用 保 証	<p>すべて信用保証協会の保証付きとする。</p> <p>【保証料率】 経営状況に応じ年0.45%～1.90%（9段階）</p>
取 扱 期 間	令和4年6月30日まで
取 扱 金 融 機 関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

（裏面もご覧ください）

2 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会に申し込みしてください。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

【お申し込みに必要な添付書類】

- ① 決算書2期分
（2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表）
- ② 商業登記簿謄本（法人の場合）
- ③ 道が別に定める様式による調書
（経営環境変化対応貸付（災害復旧）の融資に係る調書）

※金融機関及び保証協会において融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

〈お問い合わせ先〉

商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会、（公財）北海道中小企業総合支援センター又は次の道庁の窓口までお問い合わせください。

機 関 名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

水産物不漁関連の融資制度のごあんない

道では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

1 制度の概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（イ）
融資対象者	（1）水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等 （2）漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等
資金使途	事業資金（設備資金・運転資金）
融資金額	2億円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）
融資利率	固定金利 年1.0%（融資期間5年以内） 年1.2%（融資期間10年以内） 変動金利 年1.0%（融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～1.90%（9段階） 特別小口保険適用の場合 年0.72%
取扱期間	令和4年（2022年）6月30日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

※ 資金使途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
（併用時の融資金額は、1企業あたり合計2億円が限度となります）

2 お申し込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申し込みください。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※ (公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

【お申し込みに必要な添付書類】

○ 決算書 2 期分

※ 2 期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表

○ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）

○ 見積書又は契約書（必要に応じ提出）

○ 道が定める調書（別記様式）

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

水産物不漁関連中小企業等経営・金融相談室

道では、水産物の不漁により経営に影響を受けている関連中小企業者等からの経営・金融に関する相談に対応するため、道庁及び各総合振興局・振興局に「水産物不漁関連中小企業等経営・金融相談室」を設置しています。

融資制度をはじめ、経営・金融に関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁 経済部 中小企業課	011-204-5346	檜山振興局 商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局 商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局 商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局 商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局 商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局 商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局 商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局 小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局 商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局 商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局 商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局 商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局 商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局 商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局 商工労働観光課	0153-24-5619

なお、融資制度については、お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会又は(公財)北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

道では、ほかにも様々な資金使途に対応する融資制度をご用意しています。

詳しくは道のホームページをご覧ください。

北海道 制度融資

検索

